コーポレート・ガバナンス報告書

2023年9月29日

会社名　　オージックグループ株式会社
代表者名　代表取締役社長　田中文彦
問合せ先：取締役経営企画室長　金田善雄
TEL　072-965-1011
ＵＲＬ　　https://www.ogicgroup.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社グループは、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、お客様と社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念としており、この不変の理念を具現化するため「オージックフィロソフィ」を定め、当社グループのすべての役職員の行動指針としております。当社グループのコーポレート・ガバナンスは、この経営理念とフィロソフィをベースとして立脚するものと考えております。

また、当社グループを取り巻く経営環境が急激に変化するなか、当社グループが安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、そして透明性を高めていくことが必要不可欠であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを適切に運用するための体制を構築し、さらには、その実効性を高めるため、社会環境の変化や法令等の施行に対応し、適宜、必要な見直しを行うとともに、ステークホルダーの皆様に対し、適切に経営情報の開示を行ってまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
㈱フォワード	546,007	70.0
田中文彦	103,003	13.2
田中純子	89,700	11.5
田中汰樹	41,200	5.3
中野合金㈱	100	0.0

（注）１所有株式数および割合には、当社所有の自己株式520,000株があります。

２2022年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、田中文彦およびその共同保有者である田中純子、田中汰樹、株式会社フォワードが、2022年6月30日現在で779,910株を共同保有している旨が記載されております。

支配株主名	田中文彦

親会社名	―
親会社の上場取引所	―

補足説明

該当事項はありません。

３．企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	６月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500 人以上 1000 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	監査等委員でない取締役１年 監査等委員である取締役２年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	６名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	２名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	２名

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野元洋	税理士											
森田博	弁護士											

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e 及びｆのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野元洋	―	―	税理士として、財務及び会計に関する高い見識及び豊富な経験から中立的な立場としてアドバイスが頂けるものと判断し選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。
森田博	―	―	弁護士として、企業法務に精通され高い見識及び豊富な経験から中立的な立場としてアドバイスが頂けるものと判断し選任

			しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助する人員は経営管理本部コーポレートマネジメント部所属の法務業務担当者1名としています。監査等委員等の求めに応じて必要な人員を配置することとします。
当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査等委員から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員3名のうち2名が社外取締役（税理士1名及び弁護士1名）であり、うち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員は適正な経営活動の確保を目的とした取締役会、重要な会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行っております。
また、内部監査は、内部監査リーガル・コンプライアンス室（1名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署及び各子会社に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を行っております。
内部監査部門、監査等委員及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制をとり、随時情報交換を行って相互連携を図ることとしております。具体的には監査等委員会は、四半期ごとに会計監査人から四半期決算レビュー報告を受けることとし、その際、会計監査人の監査体制の確認のほか、監査計画の確認、監査の進捗状況の相互確認を行っています。監査等委員会は、四半期に1回内部監査人とのミーティングを実施し、内部監査計画、内部監査の進捗状況の報告を受けており、また、常勤監査等委員と内部監査部門は随時監査状況報告を相互にし、その結果を、常勤監査等委員を通じて監査等委員会に対して報告しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	―

その他独立役員に関する事項

当社は独立性について、会社法及び東京証券取引所が定める基準に加え、当社の経営陣に対して、建設的な意見を適宜述べることができる人物かを考慮しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	当社は、「2023 年 3 月 13 日に第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」として開示しておりますように、時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランの導入を行っております。 目的としては、当社グループ役職員のモチベーション維持・向上のために、当社役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対するインセンティブすることと捉えており、さらには、将来的に会社のオーナー（株主）となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社グループ役職員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。 本インセンティブプランにより付与する株式の総数は 110,000 株で、１株当たりの行使価格　585 円（総額　64,460,000 円）となります。分配にあたっては、別途定める交付ガイドラインに従い、当社企業価値の向上に向けた当社グループ役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになっており、交付ガ

	イドラインに従い、対象者、数量及び時期を決定し、取締役会の承認により実施いたします。

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	当社グループの全役職員

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、2023 年 8 月 10 日開催の定時取締役会において「取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 １．基本方針 当社の取締役は、経営理念である「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、お客様と社会の進歩発展に貢献すること」及びオージックグループフィロソフィの実践にふさわしい人材であることに加え、株主の皆様より企業価値の向上について負託を受けていることを認識しております。その役割認識のもと、企業の規模や業績に相応しい報酬とすることを基本方針としています。なお、取締役の報酬の種類ごとの割合等の決定においては、その合理性、客観性及び透明性を確保するための公正な手続きによるものとします。 ２．個人別の固定報酬等の額及び条件の決定に関する方針 当社の取締役の固定報酬は、各職責に応じて報酬額を定めたオージックグループ役員報酬テーブルにより決定します。基本報酬の 1.5 倍を限度額とし、当期純利益の目標値に対する達成度に応じて－10%～＋15%の範囲で増減を行います。報酬額の決定においては、この業績評価による報酬額について、監査等委員会で審議いただき、その意見を反映し、取締役会において最終承認を行うものとします。 なお、基本報酬総額の限度額は、2022 年 9 月 28 日開催の定時株主総会で決議いただきました 76 百万円とします。 ３．業績連動型株式報酬の内容及び額または数の決定に関する方法 当社は、「2023 年 3 月 13 日に第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」として開示しておりますように、時価発行新株予約権信託

を活用したインセンティブプランの導入を行っております。
目的としては、当社グループ役職員のモチベーション維持・向上のために、当社役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対するインセンティブすることと捉えており、さらには、将来的に会社のオーナー（株主）となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社グループ役職員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。
本インセンティブプランにより付与する株式の総数は110,000株で、1株当たりの行使価格　585円（総額　64,460,000 円）となります。分配にあたっては、別途定める交付ガイドラインに従い、当社企業価値の向上に向けた当社グループ役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになっており、交付ガイドラインに従い、対象者、数量及び時期を決定し、取締役会の承認により実施いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を含む取締役への取締役会招集の連絡及び議案等資料をコーポレートマネジメント部内に設置された取締役会事務局にて原則として開催の２日前までに取りまとめ送付を行うことで、十分な審議や円滑化を図っております。内部監査リーガル・コンプライアンス室は各部及び各子会社に対する内部監査を実施した場合、代表取締役への報告とともに常勤の監査等委員にも報告を行い、相互に意見交換を図っております。また、常勤の監査等委員である取締役は、監査等委員である社外取締役と連絡をとることで、情報の共有化を図っております

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

１．取締役会
当社の取締役は６名（うち社外取締役２名）で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。
２．監査等委員会
当社は、監査等委員会設置会社を採用し、監査等委員会は、常勤取締役１名、非常勤取締役２名で構成されており、非常勤取締役２名は社外取締役です。常勤取締役は、会社の業務執行に精通し、取締役の職務執行を含む日常業務の監視・監督を行っております。非常勤取締役は、それぞれ弁護士、税理士として高い専門的な知見を有し、独立した立場から経営監視をすることとしております。
監査等委員は、株主総会・取締役会への出席、及び社内の重要な会議への出席を通して取締役の職務執行を監督し、監査等委員会で課題を共有・協議しております。また、会計監査人による会計監査や内部監査との監査連携により、監査の有効性・効率性を図ることとしております。
３．会計監査
当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第５項の規定に基づき監査を受けております。なお、2023年６月

期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、三王知行氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士６名その他１名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

４．内部監査

内部監査は、内部監査リーガル・コンプライアンス室（１名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署及び各子会社に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を行っております。

５．リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会

リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は、代表取締役、取締役、各子会社代表取締役及び委員長である代表取締役の指名を受けたものを構成員とし、内部監査リーガル・コンプライアンス室を事務局として四半期に１度開催し、事業上のリスク管理及びグループ各社全体のコンプライアンスの状況について確認を行っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法に規定する機関として、株主総会のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。当該事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行について自ら決定し、法的権限を有する監査等委員が独立した立場から業務執行取締役の職務執行の監査を行っております。この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室をＩＲに関する担当部署としております。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR 活動	当社及び当社グループは、オージックグループ・フィロソフィを制定し、倫

等の実施	理的規範としてすべての行動の基本原則としております。全役職員は、オージックグループ・フィロソフィ手帳を携帯し、業務活動を通じて他者への尊敬と自らの人格の向上に努めております。また、グループ会社における中核事業会社である㈱オージックは環境認証 ISO14001 を取得しており、環境保全に努めております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のため、会社法および会社法施行規則に基づき、当会社およびグループ企業からなる業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

１．グループ全体における業務の適正性を確保するための基本方針

当社及び当社グループは、経営理念をすべての企業活動の基本としております。

（１）経営理念

「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、お客様と社会の進歩発展に貢献すること。」

（２）当社及び当社グループは、経営理念の実践をより実効的にするためオージックグループ・フィロソフィを制定し、朝礼時に輪読することにより組織内への浸透を図っております。

２．当社及び. 当社グループにおける取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（１）当社及び当社グループは、オージックグループ・フィロソフィを制定し社内に周知するとともに、倫理的かつ適法に行動するための方針として法令・定款を遵守する体制を構築しております。

（２）当社及び当社グループにおける取締役は、定期的に職務の遂行状況を取締役会に報告し、重要事項について取締役間で意思疎通を図り合理的な決定を行っております。

（３）当社取締役は、相互に職務執行を監督するとともに、関係会社管理責任者（経営管理本部長）がグループ各社の経営責任者の職務執行を監督しております。

（４）当社及び当社グループにおける使用人は、就業規則の定めに従い誠実に行動しております。

（５）当社及び当社グループにおける取締役、グループ各社の経営責任者および使用人は、監査等委員（会）からの求めに応じ、職務の遂行状況を報告しております。

（６）監査等委員（会）は取締役会に出席することで、当社グループにおける取締役およびグループ各社の経営責任者の職務の執行が法令および定款に適合することを監視し、適宜・適切な意見を述べております。

（７）監査等委員（会）は、当社及び当社グループにおける取締役およびグループ各社の経営責任者の適法性監査を実施しております。

（８）内部監査リーガル・コンプライアンス室は、当社及び当社グループにおける業務執行部門の職務の執行状況を監査し、体制の整備や改善について代表取締役社長に対して報告を行っております。

（９）当社及び当社グループは、コンプライアンス規程の定めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持発展を行っております。

(10) コンプライアンスに反するおそれのある行為や事実についての相談、通報体制を設け、当社グループにおける取締役、グループ各社の経営責任者および使用人がそれらの行為や事実に気付いたときは、所定の通報窓口に通報できる仕組を構築しております。当社及び当社グループは、通報の内容を厳重秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行っておりません。

(12) 当社及び当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断し、同勢力排除のため社内の体制を整備しております。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（１）取締役の職務の執行に係る情報につき「文書管理規程」その他関連する社内規程に従い、適切に保存および管理を行っております。

（２）上記の情報の保存および管理は、当該情報を取締役（監査等委員を含む）が閲覧できるものとしております。

４．当社及び当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、今後発生しうる様々なリスクに対応するためリスク管理規程を制定し、管理の実効性を高めるためリスク管理委員会を設置しております。

５.当社及び当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）当社及び当社グループは、オージックグループ株式会社をホールディング会社として、その他のグループ会社を事業会社としたホールディングス制を採用しております。このため、オージックグループ株式会社は、各事業会社の業務執行を監督する機能に特化しております。当社グループにおいて、オージックグループ株式会社のみ取締役会設置会社となり、各グループ会社は取締役会非設置会社となっております。オージックグループ株式会社の取締役会において、各グループ会社の事業計画の進捗について、各グループ会社の経営責任者より報告を受け、業務執行状況の監督を行っております。

（２）取締役会は、定期的にグループ各社における経営責任者の職務の執行状況について報告を求め、その効率性及び適正性等について監督しております。

（３）職務の執行にあたっては、定期的に当社グループにおける取締役および経営責任者で構成される経営会議を開催することにより、意思決定を迅速かつ効率的に実施しております。

６．当社ならびに各グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（各グループ会社の経営責任者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

（１）取締役会は、定期的に当社及び当社グループの業務の執行状況について各社取締役および経営責任者から報告を受け、継続的に経営管理体制の改善および向上に努めております。

（２）監査等委員（会）および内部監査リーガル・コンプライアンス室は、定期的に当社及び当社グループの監査を実施経営し、必要があれば、管理体制の改善を取締役会に求める体制としております。

７．監査等委員（会）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査等委員（会）の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員（会）の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１）監査等委員（会）を補助する使用人を監査等委員（会）が必要と認める場合、監査等委員（会）の要請に従い人員を配置いたします。

（２）当該使用人の人事評価、人事異動、懲戒処分については、監査等委員（会）の同意を得た上で行

っております。
（３）当該使用人は、監査等委員（会）の指揮命令に従うものとしています。
８．当社及び当社グループにおける取締役、各グループ会社の経営責任者および使用人が監査等委員（会）に報告するための体制、その他の監査等委員（会）への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制「内部者通報制度」を制定し、これに基づき、当社及び当社グループの取締役、各グループ会社の経営責任者および使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループの監査等委員（会）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止しております。
９．監査等委員（会）の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員（会）がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員（会）の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
10．その他監査等委員（会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（１）内部監査部門との連携、代表取締役社長との意見交換、重要な会議への出席および議事録の閲覧等、監査等委員（会）監査が実効的に行われる体制を確保する。
（２）取締役および使用人は、当社ならびに子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、または法令違反のおそれがある場合には、直ちに監査等委員（会）に報告すべきものとする。また、監査等委員（会）からの要求があるときは、必要な書類を添えて説明することとし、監査役からの指摘事項は関係者に遅滞なく報告を行っております。
（３）監査等委員は、必要に応じて会計監査人に対して会計監査の内容について説明を求めることができます。
11．適正な財務報告を実現するための体制
（１）会計基準その他の関連法規を遵守し、社内規程である経理規程をはじめとする関連規程も遵守した適正な会計処理を行っております。
（２）当社及び当社グループの財務報告は、株主等のステークホルダーに資する財務情報となるよう適時開示し、情報開示の透明性および公正性を確保しております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、「反社会的勢力対応規程」を定めており、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示しております。
また、新規取引先はもちろん、既存取引先、株主、役員および従業員についても年１回の頻度にて検索サービスおよび外部調査機関による調査を行っており、反社会的勢力との関係が発生しないよう未然の防止に努めております。なお、反社会的勢力対応に関する説明会等を開催し、役員および従業員に対して対応を行う際の具体的な注意点と対応に関する説明を行っております。また、必要に応じて、顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な措置を講じる体制を整備しております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

【模式図(参考資料)】

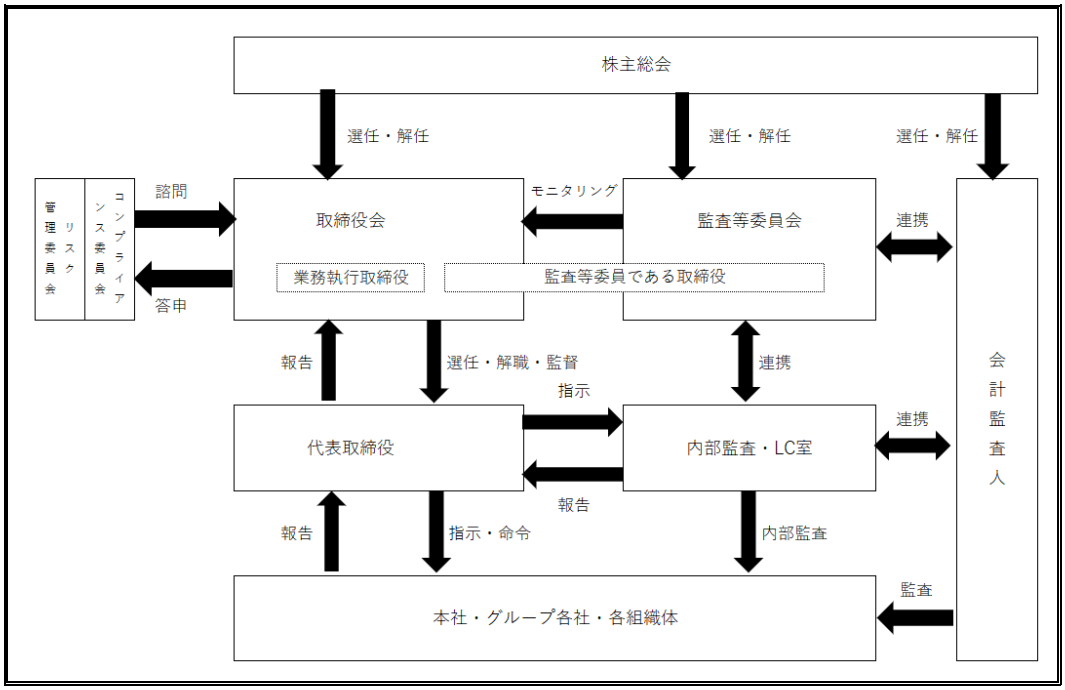

【適時開示体制の概要（模式図)】

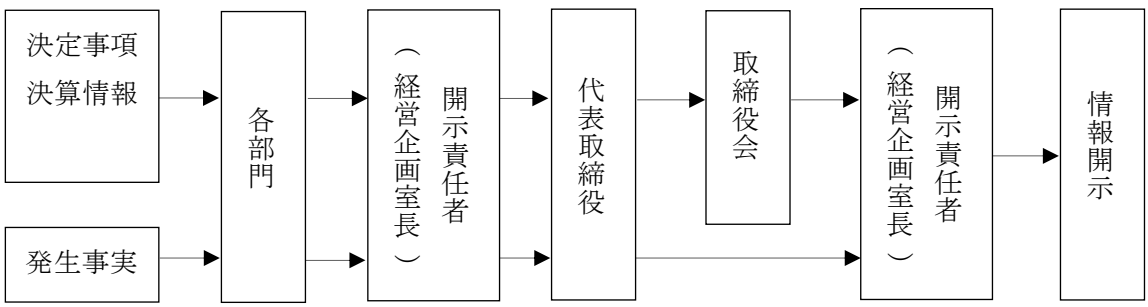

以上